

高事第1075号

令和2年4月9日

各市町村・広域 介護事業者担当課長様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

緊急事態宣言後の介護サービス事業所（通所・短期入所サービスに限る。）の
対応について（情報提供）

平素は、本府の高齢者福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、大阪府に対し新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これを受け、別紙のとおり府所管事業所あて通知しましたので、ご参考としてください。

【担当】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

居宅グループ 山本・三浦

代表 06-6944-0351（内線 4488）

通所・短期入所サービス事業所 管理者様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

緊急事態宣言後の介護サービス事業所（通所・短期入所サービスに限る。）の
対応について

平素は、本府の高齢者福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、大阪府に対し新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

また、令和2年4月7日付けで厚生労働省通知「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」等の通知がありましたので、別添のとおり送付します。

これまでも貴介護サービス事業所においては、感染防止に取り組んでいただいているところですが、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、より一層の取組が求められております。

本府としては、現時点では同法第45条第2項に基づく要請を行いませんが、下記の点にご留意のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 通所又は短期入所を行う介護サービス事業所においては、引き続き感染拡大の防止対策を徹底のうえ、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則として、サービス提供の継続をお願いします。
- 2 感染防止の観点から、家族での介護が可能となった場合等、サービスを利用しなくても居宅等において生活が可能となった利用者に対しては、利用者や家族の意向も踏まえ、可能な限りサービス利用を控えていただく等の協力をお願いします。
- 3 代替サービスの振替を検討する場合においては、利用者や家族の意向も踏まえ、居宅介護支援専門員や保険者と十分に調整をお願いします。なお、感染防止の観点から自主的に休業等を行う場合にあっても、利用者に適切にサービス提供が継続されるよう、上記同様に代替サービスの確保について必要な調整をお願いします。

【担当】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

居宅グループ 山本・三浦

代表 06-6944-0351（内線 4488）